

流出油に対する作業手順

1. 流出油の回収

オイルフェンス等で拡散防止を行い、オイル吸着マット等で油の回収を行う。

2. アースガイアクリンでの残油処理

- ※ 河川、湖沼、港湾、土壌、道路等の使用箇所希釈倍率が変わります。
- ※ B・C重油は寒い時は固形化します。一度固まった油はこれで溶解させることはできません。

(1) 河川、小川等での作業手順

- ① 油回収後、アースガイアクリン原液を20～50倍に希釈する。
- ② 流出箇所に広範囲に散布する。
(大型噴霧器や高圧洗浄機を使用すると効果的です。)
- ③ 油紋、油膜が消えれば完了です。
油紋、油膜が残っている場合は2～3回散布作業を繰り返してください。

(2) 土壌の場合

- ① 回収できず残った油の3倍以上の量の希釈液(10～20倍希釈)を作る。
- ② これを流出箇所に散布後、同量程度の水を散布する。
- ③ 上記作業を一日に2～3回実施し、これを3～4日繰り返し作業する。
また、土壌を攪拌すると効果的です。

(3) コンクリート、アスファルト上での作業

- ① 回収できなかった残油の3倍以上の量の希釈液(10～20倍希釈)を準備する。
- ② 流出箇所に散布しブラシ等でこすり洗う。その後、水でよく洗い流す。
油紋、油膜が残っている場合は、上記作業を2～3回繰り返してください。

また、高圧洗浄機の作業では、20～50倍希釈で行ってください。

【使用上の注意】

- ・必ず、水で希釈してから使用してください。
 - ・対象は鉱物油ですが、水溶性切削油など対応できないものがあります。
 - ・流出した場合は、対処方法について流出した河川・湖沼・道路等の管理者の判断・了解が必要となります。個人の判断での使用は罰則の対象となることがありますので注意が必要です。
 - ・アースガイアクリンを廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託してください。(SDS参照)
- 石油系油処理剤(乳化剤)を使用した後は効果が出ませんのでご注意ください。

【参考】

河川、湖沼、田畑での流出油処理に「石油系油処理剤」を使用することは地方条例等で禁止されている場合があります。
「アースガイアクリン」は石油系油処理剤ではありません。
使用の際は各自治体及び関係諸官庁・関係組合等の許可を受けてからご使用ください。
地方条例等については、各自治体窓口や消防署にお問合せください。

◆従来の石油系油処理剤は

- －ほとんどが石油生成品(石油独特の臭い)
- －乳化(エマルジョン)という現象でなじませるだけ
- －白濁現象を引き起こす
- －アスファルト舗装をぼろぼろにする
- －再凝集するから、河川へ流せない